

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 元屋印刷株式会社 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年
二月四日
号外（四）
（火曜日）

目次

告示

くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止……………一

○告示

大分県告示第四十九号

大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）別紙一―三に規定するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、令和六管理年度における知事管理漁獲可能量（令和六年大分県告示第三百二十六号最終変更）を超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第二項第二号に掲げる場合に該当すると認め、同号に定める者に対し、くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止を命ずる。

なお、くろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和七年二月五日から同年三月三十一日までの間とする。

令和七年二月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和七年二月四日

大分県報号外（告示）